

返戻金制度に関する事項（保証）

1. 勤務開始日から 30 日間を保証期間とし、当該期間内にご紹介の人材が退職又は解雇となった場合はすみやかに交代の人材をご紹介いたします。再紹介は原則として 1 回とさせていただきます。
2. ご紹介の人材に保証期間内に退職の兆しが見られる場合、又は解雇をご決定の際は事前に当社にご連絡下さい。
3. 当該保証期間内は同一の職種、職位、給与の人材の再紹介に関しては、追加手数料は発生しません。但し、職種・職位・給与が異なる場合は新規のご紹介案件とさせていただきます。
4. 再紹介を希望されない場合、交代の人材をご紹介できなかった場合は、ご紹介後の日数に応じてお支払い頂いた手数料の一部をご返却致します。返金日は人材が退社した月の翌月末とします。
 - ①ご紹介後 15 日以内 : 50%ご返却
 - ②ご紹介後 30 日以内 : 25%ご返却
5. 以下の場合は保証の適用外となります。
 - ①ご紹介手数料をまだお支払い頂いていない場合
 - ②実際の雇用条件が人材及び当社にご提示頂いた雇用条件と著しく異なった場合
 - ③退職又は解雇に先立って当社にご連絡がなかった場合
6. 日々紹介（日々または 30 日以内の期間を定めて雇用する労働者の紹介をいいます。以下同じ）の場合は、本条の保証は行いません。

※派遣先で就業中の派遣労働者を紹介することにより発生した紹介手数料や紹介予定派遣により発生した紹介手数料については、この返戻金制度は適用しません。
また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。